別表（第2条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 住民が主体的となり地域の課題解決や地域の伝統文化等など地域が存続に関わる取り組みを村外の人々と協働で取り組む事業旅費、食糧費（会議等に係る茶菓子代に限る）、消耗品費、材料費、使用料、賃借料、通信費、委託料、備品購入費、その他村長が必要と認める経費 |
| 補助事業主体 | 村内在住者が組織する任意団体 |
| 補助率及び補助限度額 | 補助率：１０／１０補助限度額　50万円※１　補助金の交付決定額、確定額は１千円未満を切り捨てる。※２　事業実施で収入が生じる場合で、補助対象経費から事業収入を差し引いた額が補助金の交付決定額を下回るときは、当該差し引いた額を補助金として交付する。　　 |
| 採択条件 | １　村外に居住する人が参加する事業であること。２　地域の維持・活性化に資する事業であること。３　住民の自主的、主体的な活動を促進する契機となること。４　地域資源を活用した事業であること。５　事業の継続性・発展性が見込まれること。６　取り組みの目標・目的が明確であること。７　行政と住民、地域団体等が連携した取り組みであること。８　他の地域のモデルとなるような取り組みであること。 |